

火気厳禁の場所で一般工業用送風機は使用するべからず

可燃性ガス、引火性液体、粉じん等の発生する場所では、一般工業用送風機では着火源となり爆発する恐れがあります。このような場所では必ず耐圧防爆型の送風機を使用してください。

注意

労働安全衛生法第42条で、爆発の恐れがある場所では法的に定められた規格又は安全装置を備えた機器でないと、使用することができないとされています。

